

小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る各種申請の窓口が変わりました

令和7年4月1日より、

「指定難病医療費助成業務」及び「小児慢性特定疾病医療費助成業務」を集約して行う
「千葉県難病助成事務センター」が設置されました。

***これまで印旛保健所にてお受けしていた受給者証申請・変更手続きは、
今後事務センターにて対応することとなりますのでご注意ください。**

申請方法は郵送、問い合わせ方法は電話のみとなります。なお、設置場所は非公表となっています。

新窓口

♀ 機関名	千葉県難病助成事務センター
圓 業務内容	<ul style="list-style-type: none">各種申請書類の受付受給者証の交付制度に関するお問い合わせ対応 等
□申請書類送付先	〒260-8690 (住所不要) 千葉中央郵便局 私書箱第7号 千葉県難病助成事務センター宛
■お問い合わせ先	043-307-1765 受付時間：平日 9時～17時

小児慢性特定疾病患者さんの相談窓口が増えました

就園就学や学校生活、就職に関して等、病気と付き合いながらの生活の様々な相談に、
千葉県こども病院の自立支援員が対応します。相談には事前予約が必要ですので、ご注意ください。

新窓口

♀ 機関名	千葉県こども病院 子ども・家庭支援センター
● 職種	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
圓 相談方法	<ul style="list-style-type: none">千葉県こども病院での対面による面談WEB面談電話での相談 <p>*いずれも、相談には事前予約が必要です。</p>
⌚ 相談可能日時	月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時半～午後3時半まで
■ お問い合わせ先	千葉県こども病院 子ども・家庭支援センター ☎ 043-312-0330（直通） ✉ shomanjiritu@mz.pref.chiba.lg.jp

小児慢性特定疾病医療費助成制度とはどのような制度？

▶小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

■ 対象疾病	16疾患群801疾病（令和7年4月1日時点）
■ 対象者	小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病的程度である、18歳未満の児童等 ＊18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者も対象。
助成対象となる費用	指定医療機関で受診した際の、認定された疾病的治療に係る医療費 ＊認定された疾病以外の治療（風邪等）や医療保険適用外の費用（診断書作成代、差額ベッド代等）は助成の対象となりません。

<指定医療機関(病院、薬局、訪問看護ステーション)について>

- 申請時に申請書に記載しなかった医療機関でも、都道府県の指定を受けている指定医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）であればご利用いただけます。
- 指定医療機関は、各都道府県のホームページに掲載されています。必ずご確認ください。

▶医療費の自己負担額について

<自己負担割合の変化>

小児慢性特定疾病医療費助成の認定が下りると、受給者証に記載された疾患に関する医療費（保険適用内）は、自己負担が3割から2割となります。（2割の方はそのままとなります。）

<自己負担上限額の設定>

世帯の所得に応じて月あたり自己負担の上限額が定められ、受給者証に記載されます。自己負担限度額表は右に示すとおりです。

【自己負担上限額(月額)】			(単位:円)		
階層区分	階層区分の基準	生活保護受給中	自己負担限度額(外来+入院)		
			一般	重症患者・高額治療継続者※1	人工呼吸器等装着者※2
生活保護(Ⅰ)	市町村民税非課税(世帯)	生活保護受給中	0	0	0
低所得Ⅰ(Ⅱ)		年収～約80万9千円	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ(Ⅲ)		年収約80万9千円超	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ(Ⅳ)		市町村民税所得割7.1万円未満	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ(Ⅴ)		市町村民税所得割7.1万円以上25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得(Ⅵ)		市町村民税所得割25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担		

<自己負担累積額の管理>

月ごとの自己負担累積額は、自己負担限度額管理手帳にて管理します。受診の際は、受給者証と自己負担限度額管理手帳を忘れずに提示するようにしてください。自己負担限度額を超えると、それ以上は徴収されなくなります。

【モデルケース】・小学校3年生



- ・公的医療保険として、父（社会保険）の扶養に入っている
- ・小慢受給者証あり、自己負担上限月額 5,000 円（階層区分IV（一般所得Ⅰ）、重症区分一般）
- ・市こども医療費受給券あり、入院1日 200 円/通院1回 200 円、調剤無料
- ・月1～2回の定期通院、薬局での処方を受けている

自己負担限度額管理手帳は、以下の例のように記載されます。

例)

日付	指定医療機関名	医療費総額(10割)	自己負担額	月額自己負担額(累積額)	実際の窓口負担額
9月5日	○○病院	20,000 円	4,000 円	4,000 円	200 円
9月5日	△△薬局	10,000 円	1,000 円	5,000 円	0 円（調剤費無料）
9月25日	○○病院	20,000 円	0 円	5,000 円	0 円
9月25日	△△薬局	10,000 円	0 円	5,000 円	0 円
		自己負担限度額に達したため、窓口負担額はなくなります。			

<お問い合わせをいただく事項：子ども医療費との併用について>

- ・各機関での医療費の累積額（額面上の自己負担2割の累積額）が小慢自己負担上限月額を超えますと、それ以上は徴収されません。また、医療受給者証をお使いいただくことで、入院時の食事療養費の2分の1の金額が助成されます。
- ・本制度は、小児慢性特定疾病に罹患する児童のデータを効率的に収集することで、治療研究を推進するという重要な役割を担うものです。本制度をご利用いただくことで、疾病の治療の発展に寄与することにつながります。

▶自己負担限度額が下がる場合

<重症患者認定基準に該当する場合>

重症認定区分	内容
重症患者	療養に係る負担が特に重い者として、重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態がある場合。基準に応じ、身体障害者手帳や療育手帳、小児慢性特定疾病医療意見書等を必要とします。
高額治療継続者	費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者 (医療費総額が5万円/月を超えた月が年間6回以上ある場合) 上限額管理ノート(写し)、もしくは医療費申告書(原本)と領収書(写し)などが必要となります。
人工呼吸器等装着者	人工呼吸器その他の生命の維持を欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者。人工呼吸器等装着者証明書が必要となります。

<世帯内按分>

小慢児童等と同一の医療保険に属する世帯に、他の小児慢性特定疾病もしくは指定難病の医療費助成を受けている方がいる場合には、自己負担上限月額の按分特例の対象となります。

条件を満たした時点で申請をすることができます。詳しくは、
千葉県ホームページ「小児慢性特定疾病医療費助成制度申請様式」にてご確認いただくな
ど、千葉県難病助成事務センターにお問い合わせください。

♀ 機関名	千葉県難病助成事務センター
▣申請書類送付先	〒260-8690 (住所不要) 千葉中央郵便局 私書箱第7号 千葉県難病助成事務センター宛
■お問い合わせ先	043-307-1765 受付時間：平日 9時～17時

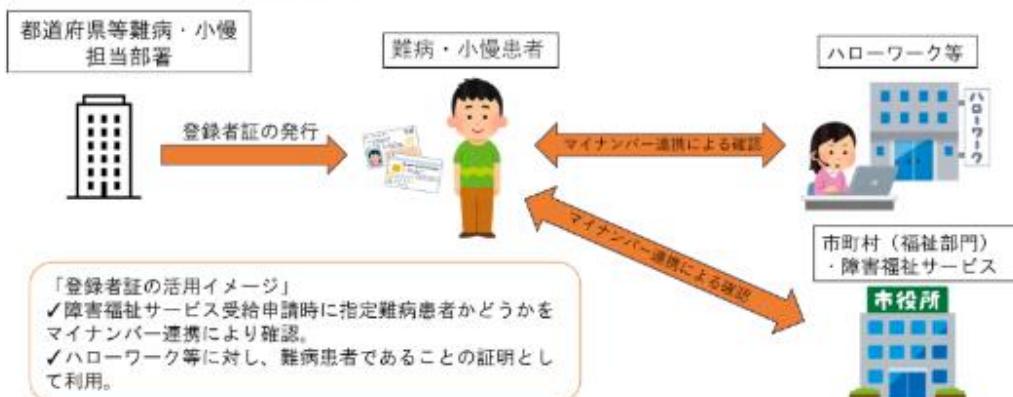
△下記に該当する場合は、事務センターでのお手続きが必要です△

- ・認定を受けている疾患に変更、追加が生じた
- ・受給者証に記載された内容(住所、名前、保険情報等)に変更が生じた
- ・受給者証を紛失してしまった

▶登録者証について

- ・小児慢性特定疾病の患者さんが、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするために、小児慢性特定疾病に罹患していることを証明する登録者証の発行を令和6年4月1日より開始しました。
- ・登録者証の申請をした場合、「千葉県小児慢性特定疾病医療費助成支給認定受給者証(兼登録者証)」として発行し、マイナンバー連携を活用するため登録者証のみの発行は原則いたしません。

登録者証の活用イメージ



※福祉・障害サービスでの利用については、お住まいの市町村へご確認ください。

▶20歳を迎える小慢受給者の方へ

<医療費助成制度>

- ・更新申請に関して、18歳到達時点で受給者でありかつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳を迎える前日までを有効期限とする受給者証が発行されます。
- ・20歳以降は、疾患や心身の状態によって利用できる医療費助成制度が異なります。
どのような制度の利用対象となるか、早めに主治医に相談しましょう。

制度名	担当
特定医療費（指定難病）医療費助成制度	千葉県難病助成事務センター
自立支援医療（更生医療）	お住まいの市町障害福祉担当課
千葉県重度心身障害者医療費助成	お住まいの市町障害福祉担当課
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	印旛保健所

<お問い合わせをいただく事項：小慢から難病への移行について>

- ・小慢医療受給者証の有効期限（20歳のお誕生日を迎える前日）から空白期間なしに指定難病医療受給者証を利用するためには、20歳のお誕生日の4か月前には申請ができるよう、ご準備ください。
- ・指定難病申請をされる場合には、難病指定医の記載する「臨床調査個人票」が必要となり、そちらの記載にもお時間がかかると思われますので、主治医には早めに相談なさるようにしてください。

<千葉県移行期医療支援センターについて>

- ・千葉県では、移行期医療を総合的に支援するために、千葉大学医学部附属病院内に「千葉県移行期医療支援センター」を設置しています。
- ・センターには、医師や看護師の他、移行期支援コーディネーターや難病診療連携コーディネーターが配置されています。

*移行期医療センターへの相談を希望される場合には、事前にかかりつけの病院の主治医または看護師へご相談ください。その上で、電話やホームページ内に掲載されている「お問い合わせフォーム」からの相談が可能です。

機関名	移行期医療支援センター	
住所	〒260-8677 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学病院 患者支援部内	
連絡先	電話番号：043-222-7171（代表） オペレーターに「移行期医療支援センター相談」とお伝えください。	
ホームページ		・移行期医療について、わかりやすく解説されています ・「ご相談」タブにお問い合わせフォームが掲載されています。